

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府省庁名	経済産業省																				
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																						
要望項目名	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長																						
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気供給業等</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <th>収入金額</th> <th colspan="2">所得割</th> <th>付加価値割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">税率</td> <td rowspan="3">1.05% (0.75%)</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>1.9% (0.3%)</td> <td rowspan="3">1.2%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下の金額</td> <td>2.7% (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>800万円超の金額</td> <td>3.6% (0.7%)</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は特別法人事業税分を除く税率</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の課税方式は収入金課税方式が採用されており、収入金額全体に対して課税されることとなるが、例えば、B社からX円で電気を調達したA社が、電気の利用者に対してX+Y円で電気を供給した場合、何ら措置を講じなければ、A社の収入金であるX+Y円、B社の収入金であるX円の両方が課税対象となり、X円分の二重課税が生じることとなる。このため、二重課税を回避する観点から、地方税法施行令第22条においては、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額分については自社の収入金から控除可能とされている。</p> <p>平成30年10月に間接オークション制度（注）を導入したことにより、卸電力取引所を介した同一法人内における大量の自己約定が発生することになったが、卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税法施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。</p> <p>（注）発電設備を保有する事業者が、連系線を活用し、当該発電設備を保有する地域以外の地域において小売供給を行う場合、卸電力取引所を経由することとしたもの</p> <p>このため、平成30年度の税制改正において、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。</p> <p>この特例制度は令和2年度末までの時限措置として講じられたが、卸電力取引所の活性化の観点から、間接オークション制度は令和3年度以降も恒久的に継続する予定であり、卸電力取引所経由の自己約定が発生する見込みであることから、今般、事業者の二重課税を防止し、卸電力市場を活性化するために上記時限措置の3年間の延長を要望する。</p>				電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			課税標準	収入金額	所得割		付加価値割	税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額	1.9% (0.3%)	1.2%	400万円超800万円以下の金額	2.7% (0.5%)	800万円超の金額	3.6% (0.7%)	0.5%
	電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																					
課税標準	収入金額	所得割		付加価値割																			
税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額	1.9% (0.3%)	1.2%																			
		400万円超800万円以下の金額	2.7% (0.5%)																				
		800万円超の金額	3.6% (0.7%)		0.5%																		
関係条文	<p>地方税法 第72条の12 附則 第9条の21 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2</p>																						
減収見込額	<p>[初年度] - (▲1,400) [平年度] - (▲1,400) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>																						

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が必要な電源を調達するための卸電力市場の活性化が不可欠となっている。他方で、平成 28 年 4 月時点では、卸電力取引所における取引量は日本全体の電力総需要の 2%に過ぎず、電力市場における競争促進の観点からは、卸電力取引所の活性化が喫緊の課題であった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、様々な市場活性化策を講じてきたが、特に、平成 30 年 10 月に導入した間接オークション制度により、総需要に占める卸電力取引所経由の取引の割合は、当時の 18%から、足元の約 4 割へと大きく増加し、卸市場の活性化に大きく貢献した。間接オークション制度は今後も恒久的に継続する予定であり、本税制措置を恒久的に措置することで、二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現することが必要。</p> <p>また、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。このため、本税制措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保することが必要。</p> <p>(2) 施策の必要性 上述のとおり、卸電力市場の活性化による安定的かつ安価な電力供給の実現及び課税の公平性確保のため、これに必要な税制上の整備が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	政策の達成目標	卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	従来、電気事業者の卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、グロス・ビディングによる場合を除き、ほぼ発生することはなかったが、平成29年度10月に間接オークション制度が導入されたことにより、卸電力取引所における同一法人内の自己約定が大幅に増加した。 この点、グロス・ビディングを除く卸電力取引所における同一法人内の自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるが、これらに対しては、現行の地方税施行令第22条が適用できないため、経済的な二重課税が発生することになる。 本措置は、今後増加が見込まれる卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する経済的な二重課税を防止するためのものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が不可欠である。本措置が導入されることにより、電気事業者は卸電力市場において積極的に取引を行うことができるため、卸電力市場の流動性の向上が期待される。このため、本措置により、電気事業者にとって不可避な二重課税の発生を防止することは、電力システム改革の目的に資すると考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成30年10月に予定されていた間接オークション制度の導入に先立ち、平成30年度の税制改正要望にて、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする特例制度を恒久措置として要望を行った。</p> <p>他方、資源エネルギー庁において、電力会社の収入金課税自体についての見直しに関する議論を行っていたこともあり、本要望は令和2年度末までの時限措置となった。</p>
ページ	22—4